学校感染症の届出について(R6.1 改訂)

下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止となります。

感染が明らかになった際は速やかに担任へ報告し、完治後、下記の届出書を保護者にてご記入いただき、登校の際に担任までご提出ください。

17		
種	感染症名	出席停止期間の基準
1	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南	治癒するまで
	米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性	
	灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS	
	コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナ	
	ウイルス)、特定鳥インフルエンザ	
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤
		による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、か
		つ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	有症状→発症後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経
		過するまで。
		無症状→検体採取日を0日として5日間が経過するまで
		ただし、出席停止期間中に発症した場合は検体採取日を0日として
		5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで
		*症状の軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状
		が改善傾向にあることを指す。
		疑い→学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるま
		で。
3	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認
	フス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜	めるまで
	炎、その他の伝染病(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、	
	手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラ	
	ズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、ウイルス性胃腸炎)	

				॥]	J••F	• • IJ •								
					•	-					正智深谷	高等学校		
学校感染症による出席停止届														
								令和		年	月	\Box		
				年	組	番	生徒日	氏名						
							ΕД							
	感染症名							罹患	•	疑い	1			
	出度停止期間	今 和	午	В		~ :	今 和	年 E	3					

※病院にかかったことがわかる証明書(薬の処方箋、検査結果通知書等)を添付してください。